

委員会報告「社会インフラのリスク評価に関する研究小委員会」

委員長 古田 均（関西大学）

「社会インフラのリスク評価に関する研究小委員会」は平成 21 年度に組織され、同年 8 月に開催された第 1 回の小委員会より活動を開始した。本小委員会は、橋梁を主とした社会インフラの安全性を考慮したリスク評価に関する研究を行った。

主眼点は、過去の橋梁の事故例から今後のリスク評価のありかたについて検討をするために、2 つの分科会を設置した。

第 1 分科会においては設計、施工、供用中、特に供用中の安全性に焦点を絞った調査研究を行った。

最初にヒューマンエラーについて対策の基本的な考え方を整理したうえで対策や、ヒューマンエラーを考慮した設計の概念、ヒューマンエラー防止の新技术について調査した。つぎに設計・施工段階におけるヒューマンエラー事例を収集するとともに対策を取りまとめた。さらに維持管理段階におけるヒューマンエラー事例を収集するとともに対策を取りまとめた。

また刑事訴訟法の改正により社会資本施設に関する事故が刑事訴訟の対象となり、社会資本施設の管理者は訴訟リスクを考慮した維持管理を行う必要がある。これを踏まえて第 2 分科会では、事故への対処の方法について調査研究を行った。

まず、訴訟において焦点となる「維持管理における管理瑕疵」に着目し、「管理瑕疵」と「責任」の所在について検討を行った。その結果「管理の不備が大きい場合」には道路管理者が民事訴訟される可能性が高く、さらに「予見可能性が高かった場合」には道路管理者の担当者個人が強制起訴され刑事訴訟に至ることも想定される。このため、橋は予防保全の状態を維持することが望まれるとともに、道路管理者には、予防保全型の維持管理を行うために必要となる橋梁全体としての健全性を判断する手法・技術を導入していくことが望まれる。

次に、責任分担の仕組みである「契約」「保険」について検討を行った。「契約」については問題点を整理し、改善に向けて保険の活用などの提案を行った。さらに「保険」については、様々な事例を収集した。

その結果、橋梁というような事故リスクの高い構造物における維持管理に関する保険は未開発の分野であり、今後の開発が急務であるということがわかった。

さらに契約においても、管理者に責任が偏っている状況であり、その点検や補修時における新たな責任分担手法の検討が必要となっていることがわかった。

橋梁のように、人工公物として、訴訟リスクが高いインフラは、訴訟等を含めたりスクマネジメントを考慮し、限られた財源と資金を効率的に投資していく戦略が必要となる。